

2025年7月更新内容

車種:普通／小型乗用車＜ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む)＞

【トヨタ】

* 2025(令和7)年5月1日から2026(令和8)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用

〔重量税の特例措置〕

区分「◎」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。
2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
区分「●」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時に限り重量税は本則税率から減免(免税、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。
初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
区分「◆」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに
車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型 式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 (kg)	類 別 区分番号	WLTCモード			区 分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
						燃費値	燃費 基準値	低燃費区分			重量税額(円)	
								令和12年度 燃費基準達 成割合			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)
JPN TAXI	19558	6AA-NTP10	1.496	1400	0013	16.5	18.3	90%	●	50%軽減	11,200	15,000
JPN TAXI	19558	6AA-NTP10	1.496	1400	0014	16.5	18.3	90%	●	50%軽減	11,200	15,000
JPN TAXI	19558	6AA-NTP10	1.496	1420	0015	16.5	18.2	90%	●	50%軽減	11,200	15,000
JPN TAXI	19558	6AA-NTP10	1.496	1420	0016	16.5	18.2	90%	●	50%軽減	11,200	15,000
ハリアーハイブリッド	19698	6AA-AXUH80	2.487	1650	0016	22.7	22.5	100%	●	免税	0	20,000
ハリアーハイブリッド	19698	6AA-AXUH80	2.487	1680	0017	22.4	22.2	100%	●	免税	0	20,000
ハリアーハイブリッド	19698	6AA-AXUH80	2.487	1690	0018	22.4	22.2	100%	●	免税	0	20,000
ハリアーハイブリッド	19698	6AA-AXUH80	2.487	1700	0019	22.3	22.1	100%	●	免税	0	20,000
ハリアーハイブリッド	19698	6AA-AXUH80	2.487	1710	0020	22.3	22.0	100%	●	免税	0	20,000
ハリアーハイブリッド	19699	6AA-AXUH85	2.487	1720	0016	22.0	21.9	100%	●	免税	0	20,000
ハリアーハイブリッド	19699	6AA-AXUH85	2.487	1740	0017	21.7	21.7	100%	●	免税	0	20,000
ハリアーハイブリッド	19699	6AA-AXUH85	2.487	1750	0018	21.7	21.6	100%	●	免税	0	20,000
ハリアーハイブリッド	19699	6AA-AXUH85	2.487	1760	0019	21.6	21.5	100%	●	免税	0	20,000
ハリアーハイブリッド	19699	6AA-AXUH85	2.487	1770	0020	21.6	21.4	100%	●	免税	0	20,000

車種:普通／小型乗用車＜ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む)＞

【レクサス】

* 2025(令和7)年5月1日から2026(令和8)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用

〔重量税の特例措置〕

区分「◎」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。
2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
区分「●」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時に限り重量税は本則税率から減免(免税、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。
初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
区分「◆」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに
車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型 式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 (kg)	類 別 区分番号	WLTCモード			区 分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
						燃費値	燃費 基準値	低燃費区分			重量税額(円)	
								令和12年度 燃費基準達 成割合			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)
LBX	20875	6AA-MAYH10	1.490	1300	0019	28.0	25.4	100%	●	免税	0	15,000
LBX	20875	6AA-MAYH10	1.490	1310	0021	27.7	25.3	100%	●	免税	0	15,000
LBX	20875	6AA-MAYH10	1.490	1310	0023	27.7	25.3	100%	●	免税	0	15,000
LBX	20875	6AA-MAYH10	1.490	1320	0024	27.7	25.2	100%	●	免税	0	15,000
LBX	20876	6AA-MAYH15	1.490	1380	0019	26.4	24.8	100%	●	免税	0	15,000
LBX	20876	6AA-MAYH15	1.490	1390	0021	26.2	24.7	100%	●	免税	0	15,000
LBX	20876	6AA-MAYH15	1.490	1390	0023	26.2	24.7	100%	●	免税	0	15,000
LBX	20876	6AA-MAYH15	1.490	1400	0024	26.2	24.6	100%	●	免税	0	15,000

* 2025(令和7)年5月1日から2026(令和8)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用

〔重量税の特例措置〕

区分「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。
2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「●」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から減免(免税、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。
初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「◆」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 (kg)	類別 区分番号	WLTCモード			重量税の特例措置			
						燃費値	燃費 基準値	低燃費区分 令和12年度 燃費基準達 成割合	区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
											新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)
ステラ	21204	5BA-LA850F			0004	22.6	28.1	80%	●	25%軽減	5,600	5,000
ステラ	21204	5BA-LA850F			0005	22.6	28.1	80%	●	25%軽減	5,600	5,000
ステラ	21204	5BA-LA850F			0006	22.6	28.1	80%	●	25%軽減	5,600	5,000
ステラ	21204	5BA-LA850F			0007	21.5	27.9	75%	◆	本則税率	7,500	5,000

車種:軽量車及び中量車(トラック)

【ダイハツ】

軽量車(車両総重量2.5t以下のトラック) <ガソリン車(ハイブリッド車を含む)>
中量車(車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック) <ガソリン車(ハイブリッド車を含む) および ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)>

* 2024(令和6)年1月1日から2026(令和8)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用

〔重量税の特例措置〕
：エコカー減税対象車の新車新規登録等時の重量税は、本則税率から減免(免税、75%、50%、25%軽減(1回限り)) (※)した税額となります。
初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型 式 指定番号	車両型式	排気量 ($\frac{1}{2}$)	車両総重量 (kg)	類 別 区分番号	JC08モードorWLTCモード			重量税の特例措置		
						燃費値	燃費 基準値	低燃費区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
								令和4年度 燃費基準		新車新規検査 2年(自家用)	初回継続検査等 1年(自家用)
グランマックス カーゴ	19678	5BF-S403V	1.494	2130	0003	15.5	15.1	100%	75%軽減	3,700	7,500
グランマックス カーゴ	19678	5BF-S403V	1.494	2140	0004	15.0	14.7	100%	75%軽減	3,700	7,500
グランマックス カーゴ	19679	5BF-S413V	1.494	2150	0003	14.5	13.9	100%	75%軽減	3,700	7,500
グランマックス カーゴ	19679	5BF-S413V	1.494	2160	0004	14.1	13.5	100%	75%軽減	3,700	7,500

2025年6月更新内容

車種:軽量車及び中量車(トラック)

【マツダ】

軽量車(車両総重量2.5t以下のトラック) <ガソリン車(ハイブリッド車を含む)>
中量車(車両総重量2.5t超3.5t以下のトラック) <ガソリン車(ハイブリッド車を含む) および ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)>
* 2024(令和6)年1月1日から2026(令和8)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用

〔重量税の特例措置〕
：エコカー減税対象車の新車新規登録等時の重量税は、本則税率から減免(免税、75%、50%、25%軽減(1回限り))**(※)**した税額となります。
初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型 式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両総重量 (kg)	類 別 区分番号	JC08モードorWLTCモード			重量税の特例措置		
						燃費値	燃費 基準値	低燃費区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
								令和4年度 燃費基準		新車新規検査 2年(自家用)	初回継続検査等 1年(自家用)
ボンゴブルーニイバン	20207	3DF-GDH201M	2.754	3175	0009	13.8	13.7	100%	免税	0	10,000
ボンゴブルーニイバン	20207	3DF-GDH201M	2.754	3185	0010	13.8	13.7	100%	免税	0	10,000
ボンゴブルーニイバン	20207	3DF-GDH201M	2.754	3215	0011	13.6	13.5	100%	免税	0	10,000
ボンゴブルーニイバン	20207	3DF-GDH201M	2.754	3225	0012	13.6	13.5	100%	免税	0	10,000